

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 廃棄物の焼却施設に係る作業 (第五百九十二条の二―第五百九十二条の八)</p> <p>第二章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(保護具)</p> <p>第三百二十七条 (略)</p> <p>2  事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、腐食性液体の飛散、漏えい又は溢流による身体の腐食の危険を防止するため必要な保護具を着用する必要がある旨を周知させなければならない。</p> <p>3  第一項の作業に従事する労働者は、同項の保護具の着用を命じられたときは、これを着用しなければならない。</p> <p>(騒音を発する場所の明示等)</p> <p>第五百八十三条の二 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者に従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを、見やすい箇所に標識によつて明示する等の措置を講ずるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一編・第二編 (略)</p> <p>第三編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第一章の二 廃棄物の焼却施設に係る作業 (第五百九十二条の二―第五百九十二条の七)</p> <p>第二章～第九章 (略)</p> <p>第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(保護具)</p> <p>第三百二十七条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2  前項の作業に従事する労働者は、同項の保護具の着用を命じられたときは、これを着用しなければならない。</p> <p>(騒音を発する場所の明示等)</p> <p>第五百八十三条の二 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者に従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを労働者が容易に知ることができるよう、標識によつて明示する等の措置を講ずるものとする。</p>

(立入禁止等)

第五百八十五条 事業者は、次の場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならぬ。

一〇七 (略)

2 前項の規定により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、当該場所には、みだりに立ち入ってはならない。

(付着物の除去)

第五百九十二条の三 事業者は、第三十六条第三十六号に規定する解体等の業務に係る作業に従事させるときは、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物を除去した後、に作業を行わなければならない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物を除去した後、に作業を行わなければならない旨を周知させなければならない。

(ダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化)

第五百九十二条の四 (略)

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を行う作業場におけるダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

(立入禁止等)

第五百八十五条 事業者は、次の場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならぬ。

一〇七 (略)

2 労働者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。

(付着物の除去)

第五百九十二条の三 事業者は、第三十六条第三十六号に規定する解体等の業務に係る作業を行うときは、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物を除去した後、に作業を行わなければならない。

(新設)

(ダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化)

第五百九十二条の四 (略)

(新設)

(保護具)

第五百九十二条の五 (略)

2 (略)

3 事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第五百九十二条の二第一項及び第二項の規定によるダイオキシンの濃度及び含有率の測定の結果に応じて、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

(揭示)

第五百九十二条の八 事業者は、第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に労働者を就かせるときは、次の事項を見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業を行う作業場である旨

二 ダイオキシン類により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

三 ダイオキシン類の取扱い上の注意事項

四 第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業を行う場合においては適切な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

## 第二章 保護具等

(呼吸用保護具等)

第五百九十三条 (略)

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

(保護具)

第五百九十二条の五 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

## 第二章 保護具等

(呼吸用保護具等)

第五百九十三条 (略)

(新設)

(皮膚障害等防止用の保護具)

第五百九十四条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えなければならない。

2| 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

(騒音障害防止用の保護具)

第五百九十五条 (略)

2| 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、耳栓その他の保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

3| 事業者は、第一項の業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない。

4| 事業者は、第二項の請負人に耳栓その他の保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、遅滞なく当該保護具を使用する必要がある旨を、見やすい場所に掲示しなければならない。

(ふく射熱からの保護)

第六百八条 (略)

2| 事業者は、屋内作業場に前項の溶融炉等があるときは、当該屋内作業場において作業に従事する者(労働者を除く。)に対し、

(皮膚障害等防止用の保護具)

第五百九十四条 事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えなければならない。

(新設)

(騒音障害防止用の保護具)

第五百九十五条 (略)

(新設)

2| 事業者は、前項の業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない。

(新設)

(ふく射熱からの保護)

第六百八条 (略)

(新設)

当該溶融炉等の放射するふく射熱からの保護措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。ただし、加熱された空気を直接屋外に排出するときは、この限りでない。

(加熱された炉の修理)

第六百九条 事業者は、加熱された炉の修理に際しては、当該炉の修理に係る作業に従事する者が適当に冷却される前にその内部に入ることについて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入ってはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

(加熱された炉の修理)

第六百九条 事業者は、加熱された炉の修理に際しては、適当に冷却した後でなければ、労働者をその内部に入らせてはならない。